

広島県立技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県条例第十九号

##### 広島県立技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県立技術短期大学校設置及び管理条例（平成二十年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「専門課程」の下に「及び専門短期課程」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「職業能力開発校」を「広島県立職業能力開発校、広島県立技術短期大学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。